

新たな米政策と 水田農業のビジョンづくりについて



米づくりの本来あるべき姿の実現

昨年12月に決定された「米政策改革大綱」は、平成22年（7年後）までに、農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿を実現することを目的としています。

- お米の生産の約6割を、担い手と呼ばれる効率的・安定的農業経営者が生産
- 消費者や加工業者等の様々な需要に応じた品質・価格の米を、必要な量だけ生産

生産量による需給調整へ転換（16年度から）

★当面は、

- 国及び農業者団体が米の生産目標数量を配分する数量調整方式
- 農業者には作付面積も併せて配分、確認は面積で
- 生産目標数量は、前年の実際に売れた量を基礎として設定
売れ残った場合は、翌年の生産目標数量を減ずることを基本

★遅くとも平成20年（又は19年）には、

- 農業者・農業者団体が需要に応じた生産を自主的な判断で行うシステムを構築

あなたの集落の米づくりの実態はどうですか？

後継者がいない

先祖から引き継いだ土地を守りたい

米は過剰で3割販作

お年寄りの農家

飯米農家
小規模農家

中核農家



農機具が古くなったが買替えると大赤字

将来の方向をどのように考えていますか？（将来の選択は）

体が弱く限り頑張るが将来は分からない

担い手農家
などへ委託する

集落営農を
立ち上げる

さらに大規模
経営を目指す

これからの水田の活用をどう考えますか？

地域の皆さんの話し合いが重要です！



- 担い手は誰か（存在するか）？
- 農地をどう活用するか？
- 誰が何をどれだけ作るか？



地域水田農業ビジョン（将来の水田農業のあり方）

ビジョンの内容

- 改革の基本的な方向
- 具体的な目標
（作物作付・販売等）
- 担い手の明確化
- 交付金（産地づくり対策）
の活用方法

生産調整方針

（生産出荷団体等が作成）

- 販売戦略に基づく
数量目標の設定方針
- 過剰米処理方針 等

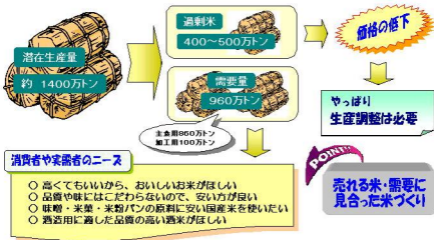
水田農業構造改革推進交付金

地域で産地づくりを实践

（各地域に合った作物づくり
などの農業を展開）

なぜ生産調整が必要なのですか？

生産調整をやめて全面的に米作りを行うと、



豊作になったら、どうなるのですか？

生産調整に取り組む！



もしも、
豊作になったら

売れ残りが出て、在庫が増える！

価格の低下



区分出荷

余分に穫れた米を
主食から隔離する

集荷円滑化対策

主食用価格を維持！

それでも、米の価格が下がったら

初い手の場合はさらに

担い手経営安定対策

単位面積当たりの基準
収入との差の6割を補填

稲作所得基盤確保対策

固定部分(300円/60kg)と基準価格との差額の6割
(都道府県の実情に応じて変更できる)



米の流通はとうなるのですか？



流通サイドでも創意工夫ある米ビジネスを展開させるため、制度が抜本的に変わります。

現在の流通

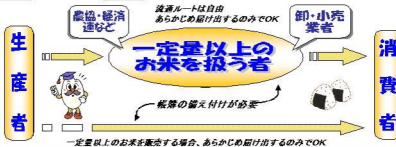
流通ルートが特定された計画的流通。事業者はあらかじめ登録が必要



食糧法改正後

(平成16年4月以降を予定)

流通ルートは自由
あらかじめ届け出するのみでOK



POINT

平成16年度から生産調整にかかる助成システムが変わります！

詳しくは最寄りの市町村・農協・県の出先機関・農政事務所又は北陸農政局へ、お問い合わせ下さい。

北陸農政局

TEL(代表) (076)263-2161 ホームページ <http://www.hokuriku.maff.go.jp/>

新潟農政事務所

TEL(代表) (025)228-5211

ホームページ <http://www.hokuriku.maff.go.jp/nousei/niigata/index.htm>

富山農政事務所

TEL(代表) (076)421-6121

ホームページ <http://www.hokuriku.maff.go.jp/nousei/toyama/index.htm>

福井農政事務所

TEL(代表) (0776)36-1790

ホームページ <http://www.hokuriku.maff.go.jp/nousei/fukui/index.htm>

